

職員の懲戒処分について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 総務局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	36	女性	停職3月

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年6月9日、11日及び12日、自宅において、同居する子に対し、叩くなどの暴行を行った。

2 デジタルサービス局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
副参事	50	男性	停職3月

なお、管理監督者等については、事実関係を詳細に確認の上、別途対処する。

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年5月から6月までの間、システム管理者の承諾を得ずに、稼働している業務システムを利用して、別のシステムとの連携に係る検証作業を行った。

3 環境局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	32	男性	停職1月

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年8月23日、都内コンビニエンスストアにおいて、食料品2点(905円相当)を万引きした。

4 発令年月日

令和6年3月27日

問合せ先
総務局人事部人事課(サービス班)
電話 03 - 5388 - 2376(直通)